

議 長 受付番号第5号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、質問させていただきます。受付番号第5号、質問議員、第1番唐澤一代。件名、新型コロナウイルスに対する追加の対策案について。

要旨。新型コロナウイルス対策として、町長のお考えを伺います。

(1) 新型コロナウイルス対策を契機に、防災や緊急時対応、男女共同参画による女性の社会進出の増加に伴う産前産後休暇等への対応も期待できる新生活様式の一つとして、職員・議員におけるリモート化が必須と思いますが、これについての見解と御予定は。

(2) 新型コロナ感染者が入院する際にペットが置き去りにされるという現状があり、災害時にも同様なことが起きています。ペットとの共生をテーマに掲げている松田町として、ペット預かりの対応や防災訓練の実施について伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問のリモート化での取組については、本町の働き方の見直しに関する取組状況といたしまして、まず、特定事業主行動計画によるワークライフバランスの実現と、業務の効率化及び事務事業の見直しを行政改革の中でテレワーク等の取組や考え方、業務のメリットとして、時間と場所にとらわれない多様で柔軟な働き方を可能とし、勤務時間の短縮化や慢性化する時間外の削減に取り組むこととしております。

事業を進めていく上での課題としては、地方の市町村では、国や県などと違い、職員の業務が多様化し、特に本町においては高齢者が多く、町民への直接対応が基本となり、一般的な来客、電話等窓口対応が重要となっていることなどから、現時点ではテレワークを実施できる部署も限定されてくるところであります。また、個人情報などの流出防止や職員の労働管理、情報セキュリティーの確保、導入に伴うコストやリスク、さらには継続的に管理するランニングコストと、費用対効果も含めて整理すべき課題もあります。だからといって、できない、やらないというふうには考えておりません。

今後は、新型コロナウイルス感染症総合対策として、新しい生活様式を踏ま

えて、町でも新しい働き方の改革に取り組むための一つのツールとして、国や県の動向を注視すると同時に、財源負担やコストの削減を踏まえて、広域連携を視野に、神奈川県町村情報システム組合と連携し、導入に向けての調整及び実現に向けてできることから取り組んでまいりたいというふうに考えております。いましばらくお時間を頂ければというふうに考えております。

また、議会におけるリモート化につきましてですが、議会の皆様方にて御検討いただき、様々な課題を解消していただいた上で、御要望いただければ、限りある予算の範囲の中での対応となりますが、そのときに検討させていただきたいというふうにも考えております。

次に、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。環境省からの通知によりますと、飼い主が今やるべきことは、ペットについて、日頃より入院など万が一の事態に備え、飼い主御自身が御家族や友人などに御相談をして預かり先を自ら決めておくことと明記してあります。そのようなことから、現在のところ、町の役割といたしましては、町内にもペットの預かりサービスを行っているところもございますが、それでも預かり先が見つけれない場合、飼い主の方から町に御相談があったときには、担当は環境上下水道課となりますが、民間企業での東京近郊を対象にコロナ感染者のペットを無償で預かるサービスや、現在、県動物愛護センターが預かりに向けた検討をしているところであることから、こうした情報の整理をした上で、預かりに関する相談に対して情報提供をすることとしております。ペットを預けなくてはならなくなった場合には、各個人での対応をお願いすることになりますので、町が主体的に預かるといったことはできないことを御承知いただければと存じます。

次に、防災訓練の実施についてですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、発災時、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅に取り残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態になった例が多数生じました。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方やアレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットのために車上生活を選択し、エコノミー症候群に至ったり、避難した人が自宅にいるペットのために

家に戻り2次被害に遭ったり、また、ペットが避難所に入れないため、自宅で一緒に命を落とされた方もいらっしゃいます。

こうした状況を踏まえて、自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう、平成25年6月に環境省から災害時におけるペットの救護対策ガイドラインが示されているところでもございます。災害が発生した際、町として同行避難の推進、避難所における必要な飼育支援、放浪動物や負傷動物等の救護活動を行うなど、これらの活動は動物愛護の観点のみならず、被災された飼い主への支援という観点からも重要であると考えております。また、これらの活動を行うためには、町だけではなく県獣医師会、県動物愛護推進員、ボランティア団体との連携体制が必要でありますので、今後を含めて連携体制を進めていきます。

また、令和2年4月付で内閣府、消防庁及び厚生労働省から、避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について通知されております。これを受け、新たな避難所マニュアルの作成をしているところでもございますが、これに合わせて避難所におけるペットの対応マニュアルも作成しているところでもございます。防災訓練につきましてもマニュアルを基に開催を検討しているところでもございますので、その際には御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

1 番 唐 澤 御丁寧な回答をありがとうございました。今この状況で災害等が起きましたら町民の方々もとても不安が大きいと思いますので、早急な対応を引き続きよろしく願いいたします。

今回の御説明に対しまして理解いたしましたので、再質問を省略させていただきます。ありがとうございました。